

第26回 評議員選挙の公示

一般社団法人（一社）日本小児外科学会および特定非営利活動法人（NPO）小児外科学会の定款および定款施行細則の定めるところにより、下記の通り評議員の選挙を施行します。

1. 選出評議員数：2022年9月1日現在の正会員数の4%以上16%未満。
2. 投票期限：2022年12月11日（日）
3. 投票方法：所定の方法を用い、学会ホームページより電子投票して下さい。
4. 選挙権：2022年9月1日現在の会員にあります。但し、一社定款施行細則第10条及びNPO定款施行細則第19条の規定により、2022年9月1日現在、2021年度および2022年度の会費がともに未納の会員を除きます。
5. 被選挙権：2022年9月1日現在、引き続き3年以上会員であった方にあります。但し、一社定款施行細則第11条及びNPO定款施行細則第20条の規定により、2022年9月1日現在、2021年度および2022年度の会費がともに未納の会員を除きます。また、2021年度・2022年度の定時社員総会（定例評議員会）を2回ともに欠席した現評議員（委任状を提出した方は出席とみなします）を除きます。
6. 選挙権・被選挙権者名簿に対する異議申し立て期限：2022年11月3日（木）（必着）
後日告知される名簿に異議のある方は、期限までに書面で選挙管理委員会宛にお申し出下さい。電話でのお問い合わせにはお答えできません。
7. 立候補受付期限：2022年11月3日（木）
8. 開票期日：2022年12月12日（月）午後5時より
9. 開票場所：本学会事務局（一般社団法人 学会支援機構内）
10. 選挙結果：2023年1月に公表します。

ご注意

- 1) 公示内容は、再度、立候補および投票の方法と共に、10月中に会員宛に電子メールでご案内します。
- 2) 投票の方法は、学会ホームページ上での電子投票です。
- 3) 評議員選挙は立候補制です。立候補される方は、期日までに学会ホームページからオンラインで立候補手続きをお願いします。
- 4) 選挙に関するお問い合わせ、および、異議申し立ては、必ず、書面（電子メール・郵送・FAX）にてお願いいたします。電話でのお問い合わせにはお答えできません。

2022年8月

一般社団法人
日本小児外科学会 選挙管理委員会
〒112-0012
東京都文京区大塚 5-3-13 小石川アーバン 4F
一般社団法人 学会支援機構内
TEL 03-5981-6019 / FAX 03-5981-6012
E-mail jsps@asas-mail.jp